【樂々堂通所リハ重要事項説明書】

(要支援者)

1 事業の目的

医療法人 樂々堂が開設する樂々堂通所リハ(以下「事業所」という。) が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

2 運営方針

- (1) 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所の名称及び所在地

名 称	樂々堂通所リハ	
所在地	山梨県富士吉田市上吉田東3-3-30	
事業所番号	1911211074	

4 職員体制及び職務内容

	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	医師	1名		業務の統括・医学的管理	1名
医師	医師		4名	医学的管理	4名
管理代行者	理学療法士		1名	業務の統括・理学療法	1名
機能訓練指導員	理学療法士		10名	理学療法	10名
	作業療法士		1名	作業療法	1名
介護職員	介護福祉士	0名			0名
	ヘルパー1級	0名		介護業務・送迎業務	0名
	ヘルパー2級	3名			3名
その他			2名	介護業務・送迎業務	2名

5 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日曜日 (但し、12月30日~1月3日を除く)
サービス提供時間	①10: $45 \sim 11: 50$ ②11: $50 \sim 12: 55$ ③15: $20 \sim 16: 25$

6 利用者の定員

指定通所リハビリテーションと併せて、24人とする。

7 指定通所リハビリテーションのサービス内容及び利用料

- (1) 個別リハビリテーション
- (2) 通所リハ送迎

(3) 退院時共同指導

(4) 健康チェック

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、65歳以上の方のうち、一定以上の所得のある方は2割及び3割の額とする。

介護保険基本料金 (1割負担額)	要支援 1	2,268 円/月
	要支援 2	4,228 円/月
	紙おむつ	実費
	尿取りパット	実費
	リハパン	実費

8 通常の事業の実施地域

送迎サービス対象地域	富士吉田市
------------	-------

9 通常の事業の実施地域以外の地域

10 サービスに当たっての留意事項

- (1) 利用者は、事業所の設備及び備品を利用するに当たって、職員の指示や定められた取扱い要項に従い、 当該設備等を破損することのないよう、他の利用者の迷惑にならないようにする。また安全性の確保に 留意するものとする。
- (2) 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (3) 利用者は、事業所内で飲酒・喫煙しないこと。

11 非常災害対策

事業所は、樂々堂整形外科の防火管理に基づく消防計画に従って協調して、消防法に規定する防火管理者を設置して、次の業務を実施する。

- (1) 定期的な消火、通報及び避難の訓練(年1回以上)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制の整備及び従業者への定期的周知
- (5) その他防火管理上必要な業務

12 苦情処理

管理者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ 適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説 明するものとする。

当事業所の窓口

樂々堂整形外科 担当 新田 悠人

電話:0555-24-1171

市町村の窓口

富士吉田市 健康長寿課	電話:0555-22-1111	富士河口湖町 保険課	電話:0555-72-6037
山中湖村 厚生課	電話:0555-62-9976	忍野村 福祉保健課	電話:0555-84-7795
鳴沢村 住民福祉課	電話:0555-85-2311		

公的団体の窓口

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課相談窓口 電記

電話:055-233-9201

受付日時:毎週水曜日 AM9:00~PM4:00

13 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

14 衛生管理等

当時業者は、利用者の使用する施設、その他の設備、又は引用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業者は、事業所内において感染症の発生、又はその蔓延を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

15 高齢者虐待防止

当時業者は、高齢者虐待に関して担当者を設置し、未然防止・早期発見に取り組み関係者間で連携し、適切な対応を行う事とする。

- (1) 早期発見・未然防止の為、定期的に個人活動記録を活用し情報を委員会で共有し、未然に 虐待行為を防止する。
- (2) 従業者に対する、虐待への意識・知識向上の為、定時的に委員会で共有した事や、虐待に対する 基礎知識を、研修会を通じて周知してもらうよう提供する。
- (3) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、高齢者虐待事案報告書を作成し、関係各所に情報を共有するものとする。

16 ハラスメント防止

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動があって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

17 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 職員カンファレンス 月1回
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 事業所は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- (5) 第三者評価の実施 なし
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 樂々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

樂々堂通所リハ利用同意書

樂々堂整形外科 管理者 吉田 徹 殿

樂々堂通所リハを利用するにあたり、樂々堂通所リハ契約書・樂々堂通所リハ重要事項説明書について、担当者による説明を受け、サービス内容、料金、秘密の保持、その他の内容を十分理解した上で、同意いたします。

令和 年 月 日

〈利用者〉 住 所

氏 名

(EJ)

〈家族〉 住所

氏 名

EI